

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、平成6年3月5日、勤めていた事業所を退職し、同年4月1日に他の事業所へ再就職した。

再就職後、A市役所で私の国民年金被保険者資格取得手続と、第3号被保険者であった私の妻の国民年金被保険者種別変更手続を同時に行い、その数日後、市役所から送付された納付書により、二人分の国民年金保険料として約2万円を市役所窓口で納付した記憶がある。

申立期間について、私の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人の主張するとおり、申立人の妻については、A市保管の国民年金被保険者名簿により申立期間に係る国民年金被保険者種別変更手続等が平成6年4月12日に行われていること、及び社会保険庁の電算記録により申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料が同年4月21日に納付されていることが確認できることから、申立人についてもその妻と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したとする金額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った数日後に自宅に納付書が郵送されてきたとしているところ、A市役所によると、「当時、原則として国民年金加入手続と同時に納付書を発行せず、おおむね約1週間後に自宅に送付していた。」としており、申立内容とも符合することから、

申立人の主張内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から58年6月まで

私は、自分で国民年金に加入し、妻の分も合わせて国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、妻の納付記録には国民年金保険料が納付済みや免除とされている期間があるのに、私の記録だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日にそれまで加入していた厚生年金保険被保険者台帳記号番号が付番されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、少なくともこの時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人が自分の分と合わせて申立期間の保険料の納付及び申請免除の手続を行ったとする申立人の妻に対して、当時の状況を確認しても申立期間の保険料納付を裏付ける証言が得られないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は131か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 9 月まで

私は、申立期間中、A社に助手として勤めていた。

職員は約 20 人おり 1 日 8 時間、月に 28 日程度勤務し、夜勤もあったが、40 年以上も前のことであり、勤務していたことや給与から厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は何もない。

当時、近くの病院で健康保険証を使って治療したことがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主及び同僚に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、A社の当時の事務長は、「採用されてもすぐ辞める場合もあったので、採用後様子を見て厚生年金保険に加入させており、また、年金に興味がない若い職員も多く、給与からの控除を嫌がるため、厚生年金保険に加入させない者もいた。」と供述しており、すべての職員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「当時、近くの病院で健康保険証を使用した。」と主張しているものの、申立期間において、夫の健康保険の被扶養者として社会保険庁の被保険者原票に記録されていることが確認でき、この時は夫の健康保険証を使用したと考えるのが自然である。

加えて、A社は、昭和 28 年 11 月 1 日から現在まで厚生年金保険の適用事業

所となっているものの、社会保険庁の記録には、申立期間中、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。